

大学における研究データポリシー関連の 内規・ガイドライン等の整備に向けて

弁護士・ひかり総合法律事務所
理化学研究所革新知能統合研究センター客員主管研究員
国立情報学研究所客員教授
大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授
板倉陽一郎

自己紹介

- 2002年慶應義塾大学総合政策学部卒，2004年京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了，2007年慶應義塾大学法務研究科（法科大学院）修了。2008年弁護士（ひかり総合法律事務所）。2016年4月よりパートナー弁護士。
- 2010年4月より2012年12月まで消費者庁に出向（消費者制度課個人情報保護推進室（現・個人情報保護委員会事務局）政策企画専門官）。2017年4月より理化学研究所革新知能統合研究センター社会における人工知能研究グループ客員主管研究員，2018年5月より国立情報学研究所客員教授。2020年5月より大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授。2021年4月より国立がん研究センター研究所医療AI研究開発分野客員研究員。
- 総務省・プラットフォームサービスに関する研究会・プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ構成員，内閣府消費者委員会・デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループオブザーバー等。
- 法とコンピュータ学会理事、日本メディカルAI学会監事、一般社団法人データ社会推進協議会監事等。

近著



法制度、判例、連邦取引委員会による政策を詳説。実践的アプローチ、豊富な事例で複雑な法体系を理解する。わが国では十分な研究の蓄積がない分野(子どものプライバシー、金融プライバシー等)についても詳説する。



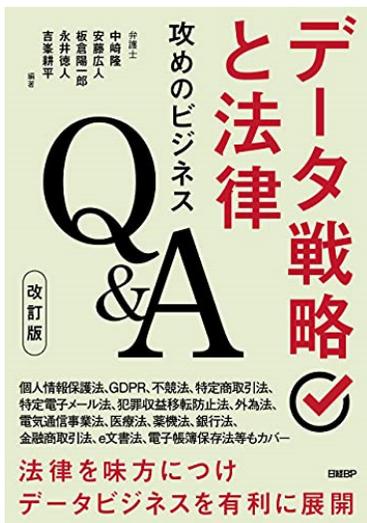
労務行政研究所編 弁護士 倉重公太郎(編代表)

今野浩一郎 弁護士 倉重公太郎 代表理事
岩本 隆 弁護士 倉重公太郎 代表理事
宇野禎晃 弁護士 倉重公太郎 代表理事
酒井雄平 フリート・トランプ コンサルティング
丸吉香織 コーポレート・コンプライアンス

伊達洋恵 エイ・アンド・エフ 代表取締役
小島武仁 株式会社 小島 代表取締役
今村謙三 株式会社 今村 代表取締役
小田原悠朗 株式会社 小田原 代表取締役
江夏幾多郎 株式会社 江夏 代表取締役

藤本 真 株式会社 藤本 代表取締役
白石敏一 株式会社 白石 代表取締役
板倉陽一郎 株式会社 板倉 代表取締役
【本書監修】 リコー・ジャパン
LINE
NEC

労務行政



個人情報保護法, GDPR, 不特定多数取引法, 特定電子メール法, 犯罪収益移転防止法, 外為法, 電気通信事業法, 医療法, 薬機法, 銀行法, 金融取引法, e文書法, 電子帳簿保存法等もカバー

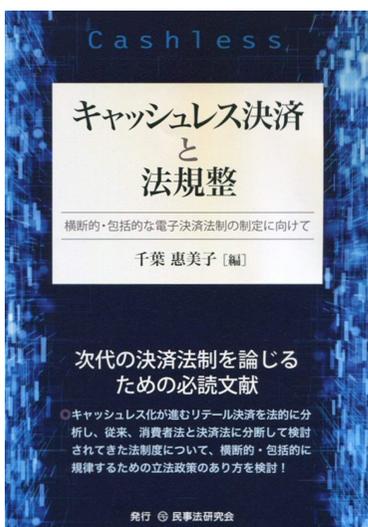
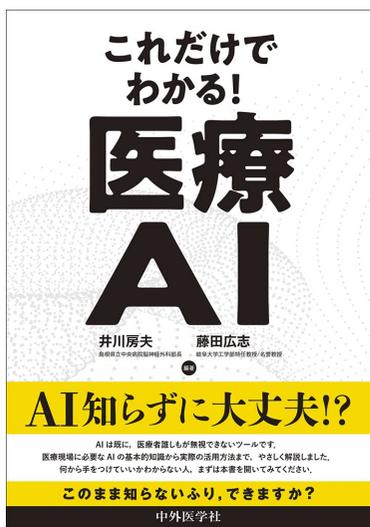
法律を味方につけて データビジネスを有利に展開



福田雅樹 Masaki Fukuda
林 秀弥 Tetsuya Hayashi
成原 慧 Satoshi Narahara



現在の法制度、実務状況に基づいた「地に足のついた」AI・ロボット法。Q&A方式でコンパクトに解説。伝統的な法分野の観点から重要問題を洗い出し、可能な限り実定法に則した解説を行う。



横断的・包括的な電子決済法の制定に向けて

千葉 恵美子 [編]

次代の決済法制を論じるための必読文献

○キャッシュレス化が進むリテール決済を法的に分析し、従来、消費者法と決済法に分析して検討されてきた法制度について、横断的・包括的に規律するための立法政策のあり方を検討!

発行 民事法研究会



個人情報保護法 コメントール

石井夏生利 曾我部真裕 森亮二 編著

最新の理論水準と実務の知見を盛り込み、各条項にEU法・アメリカ法の解説も加えた、「立体的な」コメントール誕生。

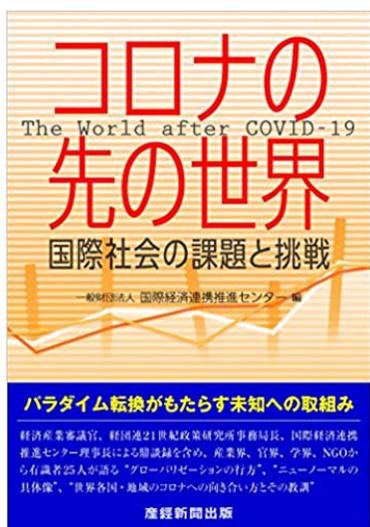
令和2年改正法ベースの逐条解説

行政機関個人情報保護法も論述形式で全体を詳説。



消費者法講義 第5版

日本弁護士連合会 編



コロナの先の世界 The World after COVID-19

国際社会の課題と挑戦

一般財団法人 国際経済連携推進センター 編

パラダイム転換がもたらす未知への取組み

経済産業省副官、経済連立世紀政策研究所事務局長、国際経済連携推進センター理事長による協議録を含め、産業界、官界、学界、NGOから有識者25人参加する「グローバルセッションの行方」、「ニューノーマルの具体像」、「世界各国・地域のコロナへの向き合い方」とその教訓

産経新聞出版

本発表の内容

- 「国立情報学研究所研究データ管理・公開ポリシー～責任ある研究データの管理・公開に向けて～（試行版）」を実装する際に必要な、**内規の改正，ガイドライン等の整備**について例として示すもの。
- 国立情報学研究所（NII）は，大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構（ROIS）の構成機関の一つという（若干）特殊な位置付けであるため，**大学等における内規・ガイドラインの位置付けはそれぞれに引き直してお聞き頂きたい。**

※ポリシーの条項等は検討中のものであることに留意されたい。

大前提：関係法令の遵守

17. 関連法令等

(関連法令等)

17.1 研究データに関わる法令等であって遵守が求められるものとしては以下が挙げられるがこれらに限られない。

- ① 研究公正、研究倫理に関する法令等
- ② ライフサイエンス研究等に係る倫理、安全等に関する法令等
- ③ 知的財産に関する法令等
- ④ 個人情報の保護に関する法令等
- ⑤ 安全保障輸出管理に関する法令等
- ⑥ 文書管理、情報公開に関する法令等
- ⑦ 機関リポジトリに関する法令等
- ⑧ 情報セキュリティ対策に関する法令等

- ① 科学技術・イノベーション基本法等
- ② 臨床研究法等
- ③ 特許法、著作権法等
- ④ 個人情報保護法等
- ⑤ 外為法等
- ⑥ 独法等情報公開法等
- ⑦ 著作権法等
- ⑧ サイバーセキュリティ基本法等

(契約への劣後)

17.2 第三者との契約と本ポリシーが矛盾抵触する場合、当該契約が優先されなければならない。

これは必須又は論理必然ではない（現状を踏まえたポリシーの対象者への注意的な規定）

原則との関係

5. 機関における研究データの管理・公開の考え方 (機関の研究データの管理・公開の原則)

5.1 機関は、以下の原則に基づき、研究データの管理・公開を行う。これらの原則を満たす研究データの管理・公開を、責任ある研究データの管理・公開という。

- A 法令等及び契約の遵守並びに研究データに関する説明責任
- B 適正な研究データの取扱い。具体的には、以下を含む。
 - ① 安全管理措置
 - ② 研究データ、関連情報及び関係する者に関する権利利益の保護
 - ③ 研究データの提供元による条件の遵守
 - ④ 研究課題内の研究データの保有主体等の設定と運用
 - ⑤ 研究データの共有・公開に係る条件の整備
- C 研究の公正及び研究の再現性
- D 可能な限り多くの、長期的な研究データの共有・公開

A情報・システム研究機構研究活動不正への対応に関する規程

B

- ①情報・システム研究機構情報セキュリティ基本方針，情報・システム研究機構情報セキュリティ対策規程
国立情報学研究所情報セキュリティ運用管理実施手順，国立情報学研究所情報セキュリティインシデント対応チーム運用要領等
 - ②情報・システム研究機構人を対象とする研究の適正な推進に関する規程，情報・システム研究機構安全保障輸出管理規程等
 - ③情報・システム研究機構共同研究規則，情報・システム研究機構著作物取扱規程等
 - ④情報・システム研究機構職務発明等規程等
 - ⑤情報・システム研究機構研究データの保存・開示に関する要項等
- C情報・システム研究機構研究活動不正への対応に関する規程等
- D情報・システム研究機構研究データの保存・開示に関する要項，国立情報学研究所リポジトリ（仮称）運用指針等

⇒さらに具体的な義務規定がこれらの規程等でカバーできているかを検証する必要がある

組織, 所掌等

8. 研究データの管理・公開に関わる責任
(機関の責任)
- 8.4 機関の研究データの管理・公開について、機関は、CRDOの指名を含め、所掌を定めなければならない。その際、研究データの管理・公開の各側面に関する責任者を下記のように定めることが考えられる。
- ① 最高研究データ責任者 (CRDO) 副所長 (研究担当)
 - ②-1 研究データの管理・公開の責任者 研究者 / 研究代表者
 - ②-2 組織整備研究データの機関提供の責任者 各担当部門長
 - ③ 研究データの管理・公開の戦略策定及び環境整備等の責任者
(CRDOの指名 / 兼務による)
 - ③-1 研究データの管理・公開に関する戦略・支援の責任者 (URA部門長)
 - ③-2 研究データの管理・公開に関する事務の責任者 (研究推進部門長)
 - ③-3 研究データ管理システムの整備及び運用の責任者 (情報基盤部門長)
 - ③-4 機関リポジトリの整備及び運用の責任者 (図書部門長)
- なお、それぞれの責任者は、同一の者又は役職によることができる。また、研究データ管理・公開タスクフォース等のチームを組成し、当該チームの長をもって、それぞれの責任者とすることができる。
15. 機関における研究データの管理・公開についての体制
(研究データの管理・公開のための体制)
- 15.1 機関は、研究データの管理・公開についての責任者とその所掌を下記のように定めることが考えられる。
- ① 最高研究データ責任者 (CRDO)
研究データの管理・公開及びその環境整備等 (戦略策定を含む。) の指揮及び統括
 - ② 研究データの管理・公開の環境整備等の責任者
 - ②-1 研究データの管理・公開の環境整備等
研究データの管理・公開に関する戦略・支援の責任者
研究データの管理・公開についての戦略を策定 (9条)
研究データ管理方針の策定及び研究データ管理記録の作成に関する研究者に対する定期的な啓発及び助言体制の整備 (14.2条⑤)
研究の公正及び研究の再現性に関するわる研究者への啓発 (14.6条①)
 - ②-2 研究データの管理・公開に関する事務の責任者
説明責任の履行のための利害関係者等への対応 (11.8条)
②-1、3及び4に属さない14.1-14.7条の環境整備
 - ②-3 研究データ管理システムの整備及び運用の責任者
研究データ管理システム及び研究データ管理方針・記録ツールの整備 (14.2条③)
研究データの研究利用等に関わる証跡や来歴情報等の記録環境の提供 (14.6条③)
研究の再現性の向上を可能とするツール等の調査と情報提供 (14.6条④)
 - ②-4 機関リポジトリの整備及び運用の責任者
可能な限り多くの、長期的な研究データの共有・公開のための環境整備 (14.7条)

組織, 所掌等に関する内規等

- ・ 情報・システム研究機構組織運営規則
- ・ 情報・システム研究機構文書決裁規程
- ・ 国立情報学研究所事務組織規則
- ・ 国立情報学研究所の事務分掌に関する申合せ等

研究者の異動

16. 研究者の退職・採用に関わる対応

(研究者が機構を退職する場合)

16.1 研究者が機構を退職する場合（機構内で、所属が機関以外になる場合を含む。）は、機関は、以下の①乃至④の手続きを通じ、当該研究者が研究利用等した研究データに対して責任ある研究データの管理・公開が継続されるようにする。

- ① 機構を退職する研究者（以下、「退職研究者」という。）が機関に所属中に研究利用等した研究データに係る研究データ等の機関管理（以下、「退職研究者の研究データ等の機関管理」という。）については、当該研究者の退職後も所定の期間、継続する。
- ② 退職研究者の異動先による、研究データの組織としての管理については、1)法令等及び契約により研究データとその管理方針・記録の機関から異動先への提供が妨げられず、2)退職研究者が機関に申請し、機関がこれを承認し、3)異動先が引き受けを承認した場合に行う。ただし、異動先が学術研究機関である場合に限る。
- ③ 退職研究者は、研究利用等した研究データとその管理方針・記録の複写及び保有については、1)法令等及び、契約により研究データとその管理方針・記録の複写及び保有が妨げられず、2)退職研究者が機関に申請し、機関がこれを承認した場合に行う。
- ④ 機関は、退職研究者に対して、12-13条に定める方法による研究データの共有・公開を勧める。異動先が学術研究機関でない場合は、特に強く勧める。

(研究者が機構に採用される場合)

16.2 研究者が機構に採用される場合（機構内で、機関以外から、所属が機関に変更になる場合を含む）、当該研究者が採用前に所属していた組織において研究利用等していた研究データに対して責任ある研究データの管理・公開を継続する。

- ① 機構が採用する研究者（以下、採用予定研究者）が採用前に所属していた組織において研究利用等していた研究データ等の機関管理については、1)法令等及び契約により研究データとその管理方針・記録の採用前に所属していた組織から機構への提供が妨げられず、2)採用予定研究者が機関に申請し、機関がこれを承認し、3)採用前に所属していた組織が機構への提供を承認し、実際に提供を行った場合にこれを行う。

退職・採用に関わる事務手続に関する規程等
・情報・システム研究機構職員就業規則
(提出書類等に関係してくる)